

個人情報保護について

平成29年6月28日
弁護士 加藤 光宏

自己紹介

略歴

昭和63年 3月 京都大学工学部航空工学科卒業
昭和63年 4月 川崎重工業株式会社航空宇宙事業本部
平成 9年 1月 弁理士登録
平成16年 4月 名古屋大学法科大学院入学
平成21年12月 弁護士登録、弁理士再登録、特許法律事務所 源 開設
平成23年12月 特許法律事務所 樹樹 開設

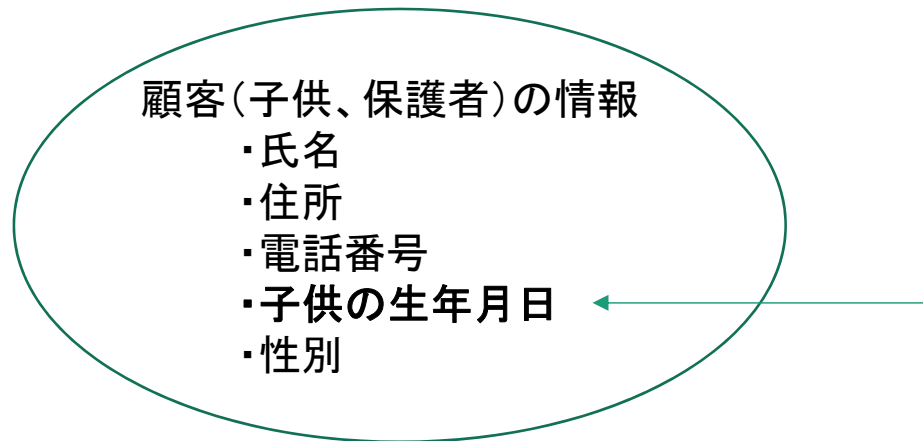
役職等

日本弁理士会東海支部
知的財産制度推進委員会 委員長(2014)
東南アジア委員会 副委員長(2014)
知的財産権支援委員会 副委員長(2015)、委員長(2017)
副支部長(2016)
アジア弁理士会(APAA) 著作権委員会 副委員長(2016～)
愛知県弁護士会 情報問題対策委員会 副委員長(2014～)

個人情報の有用性

情報漏えい、なりすましかけとは限らない。

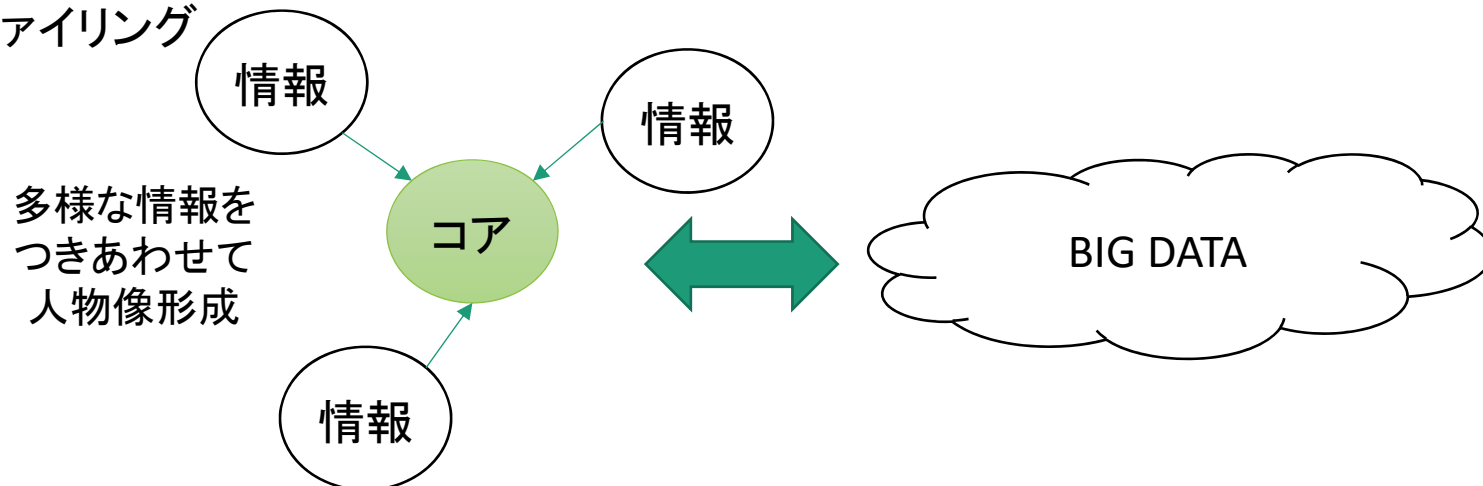
◆ 2014年7月 ベネッセ個人情報漏洩事件



子供の生年月日があることで、長期に名簿活用可能！

学習塾などの教育関連事業者
学資保険などの保険会社
振り袖(販売、レンタル)会社
スーツ販売などのアパレル会社
など

◆ プロファイリング



個人情報保護法の経緯・現状

平成15年5月



個人情報保護法成立

平成17年4月



個人情報保護法施行

平成20年4月



個人情報保護法の保護に関する基本方針一部変更
(過剰反応への配慮、プライバシーポリシー等の促進)

平成27年9月



改正個人情報保護法成立(交付から2年以内に全面施行)

平成28年1月



改正個人情報保護法一部施行(所管が消費者庁から個人情報保護委員会に)

平成29年
5月30日



改正個人情報保護法全面施行



BIG DATA

改正個人情報保護法のポイント

◆ 個人情報保護委員会の新設

個人情報保護についての基本方針の策定

個人情報取扱事業者に対する監督 など

(同委員会のホームページ<https://www.ppc.go.jp/>にはガイドライン等参考資料あり)

◆ 適用対象となる事業者の拡大

(改正前) 取り扱う個人情報の数が5000件以下の事業者は対象外

(改正後) 件数に関わらず全事業者が対象

◆ 個人情報の定義の明確化等

個人識別符合の取扱いの明確化

要配慮情報についての取扱いを別途規定

◆ 第三者提供についての改正

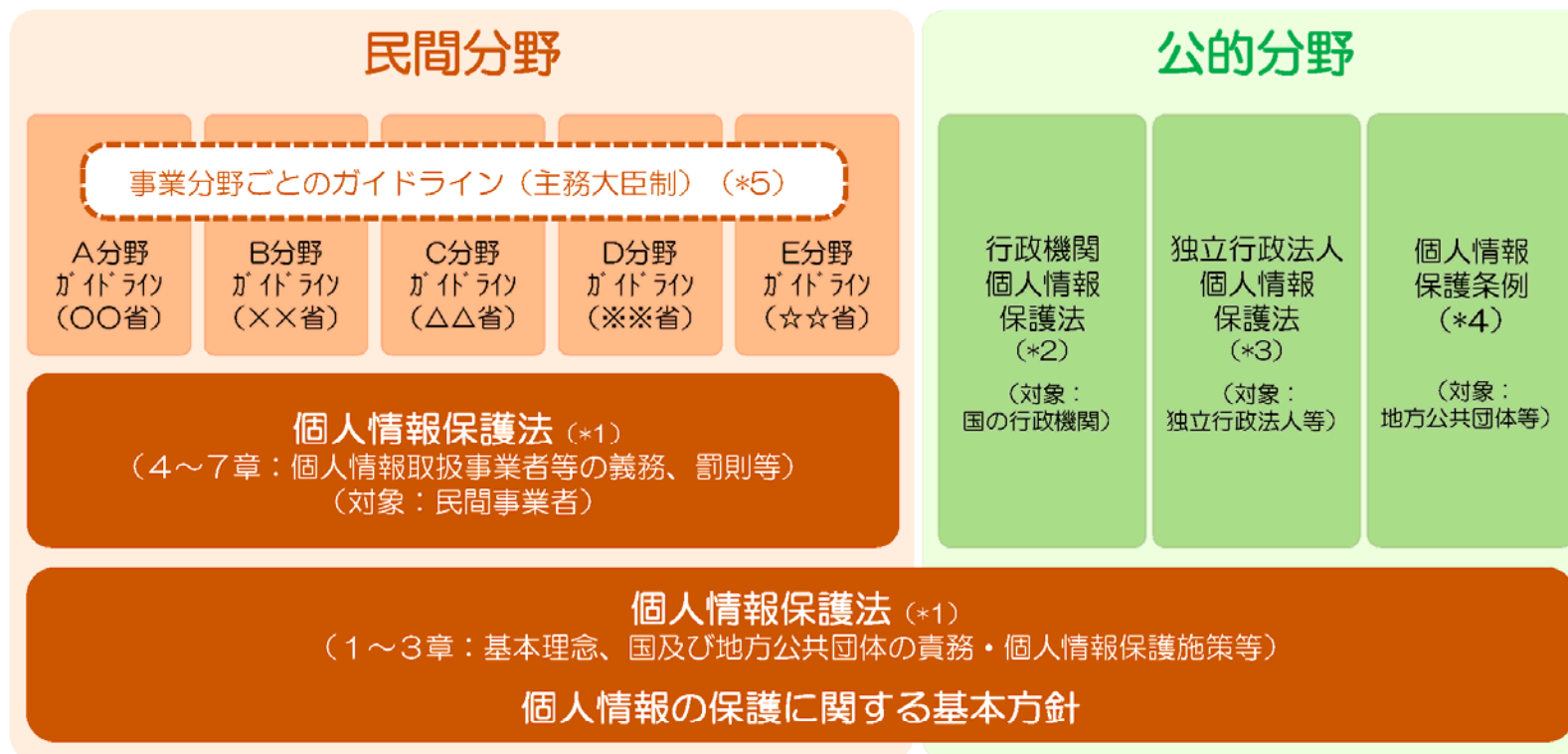
オプトアウト規定の利用に際して個人情報保護委員会への届出を要求

外国にある第三者への個人データの提供の制限

要配慮個人情報についてはオプトアウト規定の適用不可

個人情報保護法の体系

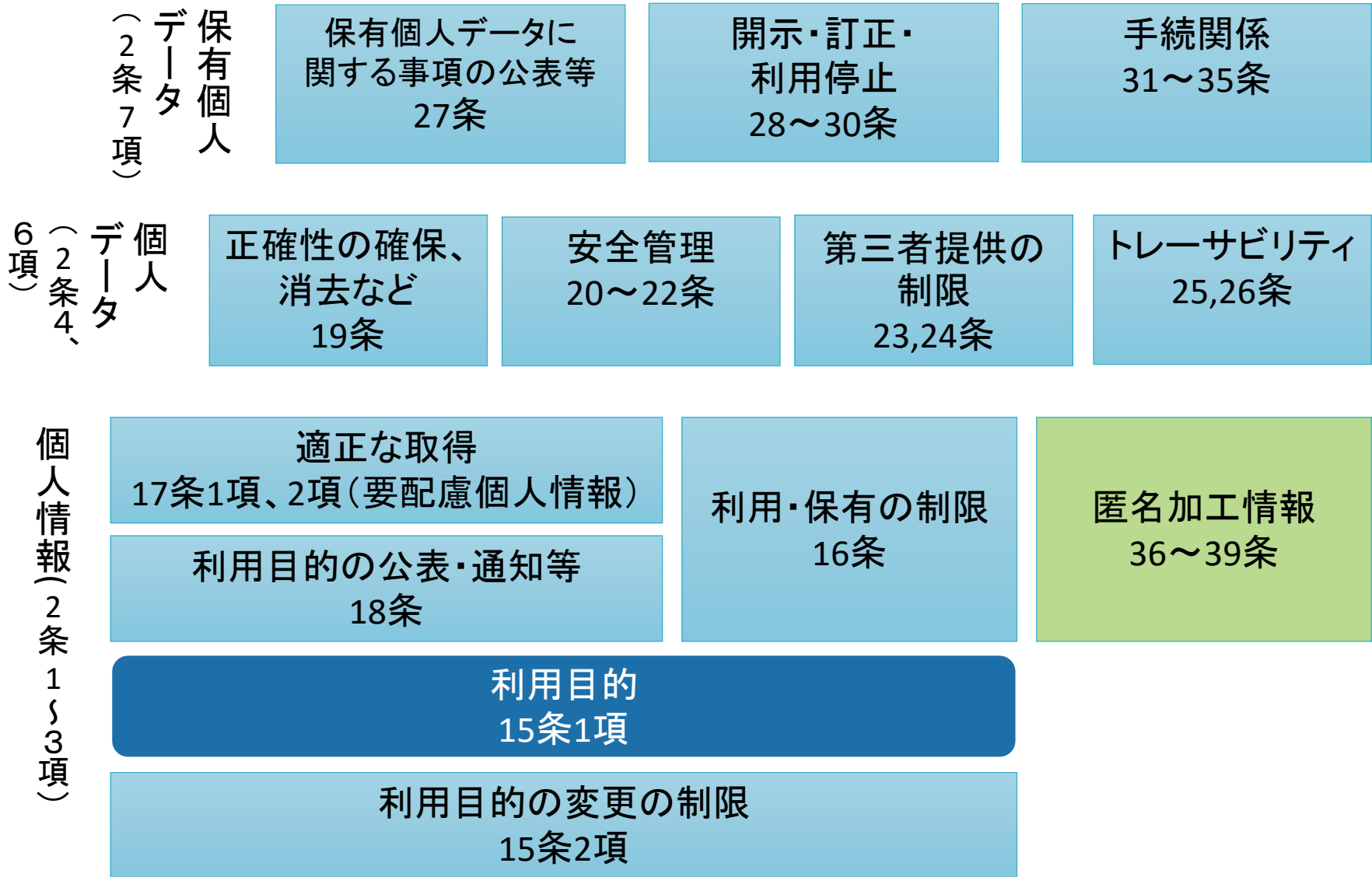
個人情報保護に関する法律・ガイドラインの体系イメージ



- （*1）個人情報の保護に関する法律
- （*2）行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
- （*3）独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律
- （*4）個人情報保護条例の中には、公的分野における個人情報の取扱いに関する各種規定に加えて、事業者の一般的責務等に関する規定や、地方公共団体の施策への協力に関する規定等を設けているものもある。
- （*5）この他に、主務大臣から認定を受けた認定個人情報保護団体が各種指針等を定めている。

（個人情報保護委員会HPより）

個人情報保護法の構成



個人情報とは

第2条 この法律において「個人情報」とは、**生存する個人に関する情報**であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる**氏名、生年月日その他の記述等**（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。第18条第2項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により**特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）**

二 個人識別符号が含まれるもの

----- 死者の情報は含まれない

----- 氏名が含まれることは要件ではない

----- 識別＝人物と情報との同一性が認められること

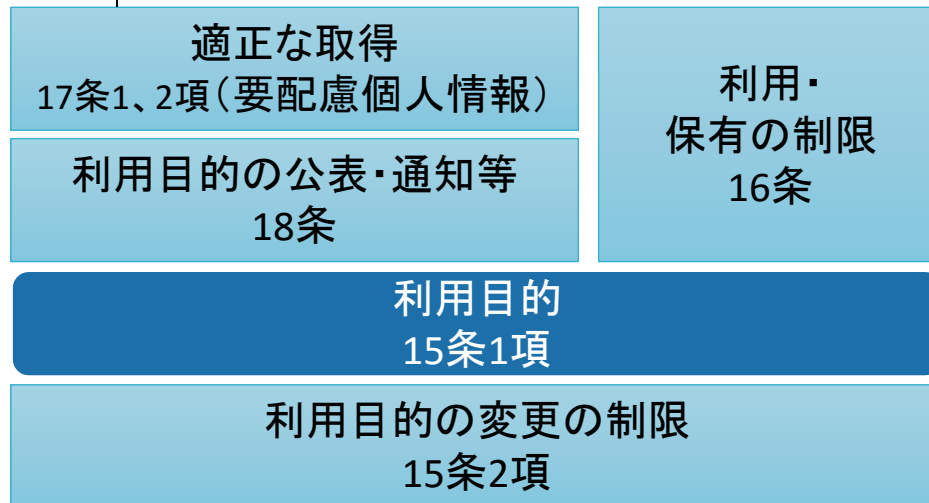
----- 氏名と簡単に結びつくIDを用いているような場合など

----- 免許証番号、DNA配列、顔認証データ
----- Cf)携帯番号は含まれない

第2条3項 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

個人情報取得・利用について

利用目的・・・①あらかじめ公表、または②本人に通知、または公表
適正取得・・・×十分な判断能力を有していない子供等からの取得
×利用主体、利用目的等について虚偽の情報を示して取得 など
要配慮情報の取得には、本人の同意が必要



変更後の利用目的が変更前の利用目的からみて、社会通念上、本人が通常予期し得る限度

利用目的の達成に必要な範囲内で取扱
×商品配送用の情報を、DMの送付に利用

具体的に特定する
○「〇〇事業における商品の発送、関連するアフターサービス・・・のために利用いたします」
×事業活動に用いるため
×マーケティング活動に用いるため

個人情報情報の保管について

6項
(2条4、
データ
個人

正確性の確保、
消去など
19条

安全管理
20～22条

第三者提供の制限
23,24条

トレーサビリティ
25,26条

正確性の確保

- ✓ 利用目的に必要な範囲で正確性・最新性を確保すれば足りる
- ✓ 個人情報を入力時の照合、確認、訂正等の手続の整備など

消去

- ✓ 利用する必要がなくなったときは遅滞なく消去するよう努める
(例) キャンペーン発送用に取得した個人データについて、発送処理が終了したときなど

安全管理措置(漏えい、滅失、毀損の防止等のための措置)(詳細後述)

- ① 基本方針の策定
- ② 個人データの取扱いに係る規律の整備
- ③ 組織的安全管理措置
- ④ 人的安全管理措置
- ⑤ 物理的安全管理措置
- ⑥ 技術的安全管理措置

従業員の監督(安全管理措置を遵守させる)

- × 従業員による規程等の遵守状況を確認しない
- × 個人データが入ったノートパソコンの持ち出し等を放置

委託先の監督

適切な委託先の選定、委託契約の締結、個人データ取扱状況の把握など

個人情報の第三者提供について

6項
(2条4、
データ
個人

正確性の確保、
消去など
19条

安全管理
20～22条

第三者提供の
制限
23,24条

トレーサビリティ
25,26条

第三者提供には原則として本人の同意が必要

<第三者提供に該当しない場合>

同一事業者内の他部門への提供

委託、事業承継、共同利用

オプトアウト(本人からの求めがあれば提供を停止する方法)
による提供

本人等に対して次の事項をあらかじめ通知、公表等

- ① 第三者への提供を利用目的とすること
- ② 第三者に提供される個人データの項目
- ③ 第三者への提供の方法
- ④ 本人の求めに応じて第三者への提供を停止すること
- ⑤ 本人の求めを受けつける方法

個人情報保護委員会への届出

要配慮情報の第三者提供についてはオプトアウトは適用不可

第三者への提供、第三者からの提供に際して、一定事項を確認し、記録を作成

公表事項、開示等の請求他

保有個人
データ
(2条7項)

保有個人データに
関する事項の公表等
27条

開示・訂正・
利用停止
28～30条

手続関係
31～35条

- ① 個人情報取扱事業者の氏名又は名称
- ② 全ての保有個人データの利用目的
- ③ 利用目的の通知の求め又は開示の請求に応じる手続き、手数料
- ④ 保有個人データの取扱に関する苦情の申出先

- 開示、訂正、利用停止(不適法な取扱、取得を理由とするもの)の請求への対応
- 請求後2週間経過により本人は訴訟提起可能

- 苦情処理窓口の設置、苦情処理手順の策定など
- プライバシーポリシーの策定、公表

安全管理措置

—個人情報保護法ガイドライン(通則編)—

1 基本方針の策定

2 個人データの取扱いに係る規律の整備

3 組織的安全管理措置

① 組織体制の整備

責任者、従業者の役割・取り扱う個人データの範囲、違反等を把握したときの報告体制他

② 個人データの取扱いに係る規律に従った運用(個人データの取扱の検証)

個人情報データベース等の利用・出力・書類や媒体の持ち運び・削除等の状況の記録他

③ 個人データの取扱状況を確認する手段の整備

個人情報データベース等の種類・名称、個人データの項目、責任者、利用目的等の明確化

④ 漏えい等の事案に対応する体制の整備

事実関係の調査、原因究明、本人への連絡、個人情報保護委員会への報告他

⑤ 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し

個人データの取扱状況について、定期的に自ら行う点検又は他部署等による監査の実施等

4 人的安全管理措置

従業員の教育

安全管理措置 — 個人情報保護法ガイドライン(通則編) —

5 物理的安全管理措置

- ① 個人データを取り扱う区域の管理
入退室管理、持ち込む機器等の制限、座席配置の工夫、のぞき込みを防止する措置他
- ② 機器及び電子媒体等の盗難等の防止
施錠できるキャビネットへの保管、機器をセキュリティワイヤー等により固定他
- ③ 電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止
個人データの暗号化・パスワードによる保護、封緘・目隠しシールの貼付、施錠できる搬送容器の利用他
- ④ 個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄
焼却、溶解等の復元不可能な手段

6 技術的安全管理措置

- ① アクセス制御
情報システムの限定、アクセスできる個人情報データベース等の限定、アクセス権による限定他
- ② アクセス者の識別と認証
ユーザID、パスワード等
- ③ 外部からの不正アクセス等の防止
ファイアウォール、セキュリティ対策ソフトウェア、ログの定期的な分析他
- ④ 情報システムの使用に伴う漏えい等の防止
設計および継続的見直し、システムの脆弱性対策、通信内容の暗号化他